

平成 28 年度「冬の省エネ県民運動」について

1 冬の省エネ県民運動の取組方針

「笑顔で省エネ県民運動」実施要綱に基づき、エネルギー消費が増大する冬期において、家庭や地域の絆を大切に、県民の英知を結集した連携・協働による幅広い省エネ県民運動を展開することにより、地球温暖化防止に向けた一層の温室効果ガス排出量削減を推進する。

2 取組みの概要

○ 県民の健康及び経済活動の維持・向上を最優先に、県民生活や経済活動に無理のない範囲での、知恵と工夫を活かした自主的な省エネ・節電の取組みを広く呼びかける。

※ 暖房等の室温管理に係る節電については、高齢者、乳幼児など健康に留意する必要がある方々や、県民生活の安全安心に直結する部門（病院、福祉施設、医薬品・食料品倉庫等）に関する事業者は除く。また、生産活動等（農業、観光等を含む。）を行っている事業者等については、生産や営業に支障のない範囲内での効率的な電気使用に取組んでいただく。

○ 12月～2月の電気使用量の削減目安を平成22年度対比3%とする。

※ 東北電力管内の今冬の電力需給見通しは、平成25年度冬期並みの厳寒（過去10年の中で最も厳寒）となった場合でも、電力の安定供給に最低限必要な供給予備率3%以上を確保できる見通しとなっているが、節電の定着分（平成22年度比△2.5%）をその前提として見込んでいるため、無理のない範囲での節電を呼びかけ、これまでの省エネ節電の取組みの更なる定着を促進する。

※ 設定期間については、平成23年3月の電気使用量が震災の影響を大きく受けているため、3月を除く12月から2月までとする。

3 実施期間

平成28年12月1日～平成29年3月31日

4 スローガン

「家族団らん 心あったか 笑顔で省エネ」

5 普及啓発事業

(1) 取組方法の周知

省エネの具体的な実践例を家庭向け・事業所向けに例示したメニュー等をホームページで紹介する。

(2) 普及啓発ポスターの作成・配布及びイベント等の開催

冬の省エネや節電のPRポスターを作成し、広く配布するとともに、12月の地球温暖化防止月間を中心に、市町村等と連携した集中的な広報活動や、県庁ロビーへの啓発コーナーの設置、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化対策地域協議会等と連携したPR活動を行う。

(3) 省エネ・節電に関する川柳・標語の募集

省エネや節電等のアイデアが盛り込まれた川柳・標語を募集し、優秀作品には賞状及び副賞を贈呈する。

(4) 新国民運動の普及啓発

環境省が地球温暖化防止に関する国民運動として展開する『クール・チョイス』（省エネ・低炭素型の製品／サービス／行動などあらゆる「賢い選択」を促す新国民運動）の普及啓発を図る。



未来のために、いま選ぼう。

6 省エネ・節電対策事業

(1) 省エネ・節電アクション事業の展開

① 「家庭のアクション」

- ・家庭における省エネや節電への取組みを促進し実践・報告していただく。
※参加者には抽選により企業・団体協賛賞品を提供。
- ・小学校高学年を対象に家庭における省エネの取組みへのチャレンジを促進する。【新規】
※省エネの取組みメニューを記したチラシを配布し、家庭での実践状況を報告していただく。

② 「事業所のアクション」

- ・事業所における冬のエコスタイルへのチャレンジとして、ウォームビズの奨励など省エネや節電の取組みへの参加を呼びかけ、登録・実践・報告していただく。
※参加企業を県ホームページで紹介するとともに、取組みの優秀な企業を表彰する。

③ 「自動車のアクション」

ア) エコドライブの普及推進

- ・自動車ディーラーの環境マイスターが来店者にエコドライブに係る助言を行なうとともに、エコドライブ推進モデル事業所登録制度や「やまがたカーライフ・エコ」への登録等によりエコドライブの実践を促進する。
- ・地球温暖化への関心の醸成を図るための「こどもエコドライブ教室」を開催するとともに、開催状況について、県ホームページ等で広報を行う。

イ) 電気自動車・急速充電器の利用促進

- ・電気自動車利用の観光客の利便性を確保するため、「道の駅」や高速道路等の電気自動車用急速充電器の設置箇所の周知等により利用の促進を図る。(11/1 現在 91 か所)

④ 「県民省エネ節電所」の運営

- ・家庭及び事業所から報告いただいた省エネや節電の取組み成果をホームページ上で分かりやすく表示(見える化)し、省エネ・節電への取組み意識の高揚を図るとともに、家庭及び事業所における実践を促進する。

(2) 住宅・事業所等の省エネ・再エネ化の推進

① 家庭

- ・家庭等において、太陽光発電設備、木質バイオマス燃焼機器(ペレットストーブ等)、地中熱利用空調装置等の再生可能エネルギー設備を導入する場合に、その設置経費に対して助成を行う。
- ・併せて、山形県民CO₂削減価値創出事業の展開により、再エネ設備の導入に伴う削減効果を集約し、県内外の企業等との取引を実施する。

② 事業所

- ・一般財団法人省エネルギーセンターの無料診断事業などを活用した事業所向け省エネ診断を推進する。
- ・県内事業者が、太陽光発電設備、木質バイオマス燃焼機器の再生可能エネルギー設備を導入する場合に、その設置経費に対して助成を行う。

7 広報計画

- (1) 各種施設へのポスターの掲示(公共施設、包括的連携協定に基づくコンビニ各社等)
- (2) 県庁「ジョンダナホール」(1階)におけるパネル・ポスター等の展示
- (3) テレビ・ラジオ・新聞による県政広報やホームページ、市町村広報等の各種広報媒体の活用
- (4) 各種会議やイベント等の機会をとらえた普及啓発

【参考】省エネの取組み例 《家庭の取組み：一人1日当たりのCO₂削減量の目安》

- 電気こたつの設定温度を「強」から「中」へ変更する。(▲56g)
- 電気カーペットの設定温度を低め(強→中)に設定する。(▲215g)
- 石油ファンヒーターでの設定温度を低めにする。※20℃設定又はいつもより1℃下げる。(▲52g)
- 冷蔵庫にものを詰め過ぎない。(▲23g)
- 白熱電球は電球型蛍光灯やLEDランプに交換する。(▲47g)
- 住宅の省エネリフォームを行う。(内窓をつけた場合)(▲554g)
- 家族はなるべくまとまって一部屋で過ごす。

※参考 財団法人省エネルギーセンター「家庭の省エネ百科」